

いつもお世話になります。今、騒がれている環境問題や食料問題などは、どれも人間が引き起こしたことであり、解決へのヒントは「世のため人のため」に立ち返ることでしょう。この流れは、ビジネスでも確実に起こっています。目先の利益に流された昨今の偽装事件を反面教師として学ぶことは、少なくなさそうです。

トレンドを斬る!

毎日大変だね。ツライこと、嫌なこと、なんでも話してね。私、一生懸命に聞くから。という、なんとも不思議な植物型玩具の

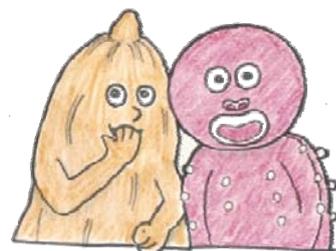
「ペコッぱ」がセガトイズから9月に発売されます。この「ペコッぱ」は、話の区切りのタイミングを読み取って葉をピクピクふるわせたり、茎を大きく動かしてウンウンとかわいらしくうなずいたりしてくれます。まるで生き物のような反応に心地良い癒しを感じ、手放せなくなりそうです。ストレス社会に照準を絞った画期的な商品ですね。



365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」!

今月の商売のヒント:【共有の発想! ~脱“クレクレ経営者”】

昔、懐かしいテレビ番組『クレクレタコラ』の主人公タコラは、人の持ち物を何でもほしがらる欲張りで、いつも「クレクレクレ」とおねだりしています。あの手この手で何とか手に入れようと頑張りますが、最後はいつも大失敗してみんなにやられっ放しでした。日本の昔話でも世界の童話でも、欲張りな人はたいがい最後には痛い目をみます。そこから「自分だけ良くなるというのは自滅のもと」という教訓を得るのは簡単ですが、モノはともかく情報やノウハウについてはどうでしょうか。有益な情報やノウハウを得たそのとき、人は二種類に分かれます。「共有」するか「独り占め」するかです。「共有」の発想がある人は、人が人を呼び、情報が情報をもたらし、そこから新しいものが生まれることを体験的に分かっていると思います。だから「人脈は財産だ」という言葉にも説得力があります。人脈とは、双方にメリットがあればこそ成り立つ関係です。「独り占め」するタイプも人脈の重要性は理解しているので、口では「人のつながりを大事にしています」とは言いますが、実際にやっていることはクレクレタコラとなんら変わりません。自らは情報の発信をせず「クレクレ」とおねだりばかりいる“クレクレ経営者”では、いずれ人脈も情報も途絶えてしまいます。しかも、お互いの情報が結びついて発展するかもしれない商売のチャンスすら失いかねません。いくら良い情報でも、持っているだけでは宝の持ち腐れです。人と共有して新陳代謝させないと“日の目を見ない特許ネタ”みたいなことになってしまうのです。共有の発想があれば



お裾分けが届きます。そのお裾分けも、わらしべ長者のように「藁→ミカン→布→馬→家」とステップアップが期待できます。美味しいものを一人で隠れて食べようとする人のところには、今さら使えない賞味期限の切れた情報だけが“財産”として残るのではないのでしょうか。「ノウハウを公開したらライバルが増える」とか「貴重なネタは人に教えないほうが身のためだ」とか。そうして情報を独り占めするのも、やはり自滅のもとだと思います。

今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型

運気は下降線をたどりそうです。このようなときは、面倒な仕事を早く片付けトラブルを最小限にしましょう。

B型

運勢は徐々に上昇しそうです。今まで進まなかった仕事がスムーズに進みますので、積極的に取組みましょう。

O型

集中力が散漫になりそのような暗示です。大事な取引で、うっかりミスをしないよう日頃から注意してください。

AB型

悩んだときは、先輩に相談してみましょう。意外と身近に、早期解決のキーマンがいるかもしれません。

痛快!

画：村田かなこ

えだまめ君



知っところ! 「税務のマメ知識」

【社員教育をすると節税になる制度とは?】

「人材投資促進税制」が平成20年度に改正されました。この「人材投資促進税制」とは、人材育成に積極的に取り組む企業に対し、教育訓練費の一定割合を法人税から控除するという制度です。

これは平成17年度にできた制度ですが、改正前は適用年度の教育訓練費が前期2期分の平均に対して増加することが必要でした。

ところが、今回の改正により、教育訓練費の増減にかかわらず適用できるという利用しやすい制度に変わりました。

中小企業（原則、資本金1億円以下の青色申告法人で大企業の子会社等は除く）においては、適用年度の労働費用（従業員の給与など）に対する教育訓練費の割合が0.15%以上という条件です。

気になる控除額は、教育訓練費の8~12%です。例えば、適用年度の労働費用が2000万円で、教育訓練費に50万円を使った場合は、労働費用に対する教育訓練費の割合が2.5%となるので適用対象となります。

この場合ですと教育訓練費50万円の12%が控除できますので、6万円を納める税金から控除することが可能です。

ただし、大企業（及びその子会社等）においては、平成21年4月1日以後開始事業年度から、この制度の適用はありませんので、ご注意ください。



今月のオススメの逸品

プチ! 『エコバッグ』

たたむと携帯電話よりも小さく、ランチタイムやコンビニへのお買い物に大活躍です。また、カラビナ付きなので他のバッグなどにつけていつも持ち歩けます。(価格: 315円)

【MOTTAINAI Shop】

<http://mottainai-shop.jp/>



税理士法人早川・平会計

〒101-0031

東京都千代田区東神田 2-10-15 田中ビル 9階

電話: 03-3862-2720 FAX: 03-3862-2455

<http://www.ht-tax.com>

mail: y.taira@ht-tax.com